

3 高齢者が安全に、安心して暮らせる社会づくり

3 - 1 高齢者の住まいの確保

1 高齢者の住まいの確保・充実

高齢化が進行する中での高齢者の住まいのあり方を考える際には、住み慣れた自宅に住み続けたいという高齢者の意向を最大限に尊重しながら、身体機能の衰えた高齢者等が安全に、かつ安心して暮らせる居住環境を確保することが重要です。

このため、県では、2022（令和4）年3月改定の「愛媛県高齢者居住安定確保計画」（計画期間：2021（令和3）～2026（令和8）年度）等に基づき、自宅のバリアフリー化を推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者に配慮した住宅の整備促進に努めています。

なお、サービス付き高齢者向け住宅については、県内の登録数は4,446戸（2021（令和3）年12月時点）で、2025（令和7）年度までの計画目標4,600戸に向けて確保に努めます。

また、高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進及び居住支援を図るため、2015（平成27）年3月に、県及び市町の住宅・福祉部局や不動産関係団体、居住支援団体で構成する「愛媛県居住支援協議会」を設立し各種取組を進めています。（図4-23）

「愛媛県高齢者居住安定確保計画」の概要

1 基本理念及び基本目標

基本 理念	住み慣れたまちで高齢者の愛顔あふれる暮らしと住まいづくり
基本 目標	1.高齢者向け住まいの供給促進 高齢者が安定して暮らしていくためには、地域性や高齢者の暮らし、健康状態などに応じた多様性のある高齢者向け住まいを適切に供給していくことが重要です。このため、【高齢者向け住まいの供給促進】を基本目標に設定し、高齢者向け賃貸住宅や老人ホーム等の適正な供給の促進を図ります。
	2.良好な居住環境の整備 高齢者が安全に暮らしていくためには、居住環境の整った良質な高齢者向け住まいを提供していくことが重要です。このため、【良好な居住環境の整備】を基本目標に設定し、高齢者に配慮した住宅性能の確保や高齢者向け住まいの適正管理、住まいや介護等に関する情報提供と相談等の支援を図ります。
	3.居住福祉の推進 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、高齢者へのサポートを充実していくことが重要です。このため、【居住福祉の推進】を基本目標に設定し、介護サービス等の充実、拠点施設の整備や人材育成などによる地域力の強化を図ります。

2 高齢者に対する賃貸住宅の供給目標等

2025（令和7）年の推計では、要配慮高齢者世帯数は約5,100世帯まで増加します。サービス付き高齢者向け住宅の整備を4,000戸と見込み、公的賃貸住宅194戸とあわせると約4,194戸になり、906戸不足すると見込まれます。不足分を安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅の登録を促進することにより、住宅の確保に配慮が必要な高齢者の居住安定化を図ります。

	2021(令和3)年 (現況)	2025(令和7)年 目標
要配慮高齢者世帯数 (A)	4,800 世帯	5,100 世帯
高齢者向け住まい供給量 (B)	4,752 戸	5,100 戸
サービス付き高齢者向け住宅	3,860 戸 (4,446 戸 ⁴)	4,000 戸 (4,600 戸 ⁴)
サービス付き公的賃貸住宅 ¹	194 戸	194 戸
安心賃貸住宅 ²	448 戸	506 戸
セーフティネット住宅 ³	250 戸	400 戸
充足率 (B / A)	99%	100%
不足数 A - B	約 50 戸不足	0 戸

- 1: 高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅やシルバーハウジングなど、高齢者に対する一定の生活支援体制が確保された公的賃貸住宅のこと
- 2: 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅等のこと (耐震性がない可能性もある)
- 3: 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅のこと (耐震性は確保されている)
- 4: サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住) 登録戸数の推移 (H28~R2) から、R7 の登録戸数 (4,600 戸) を推計した。サ高住の入居者には自立高齢者が含まれており、要介護高齢者、自立高齢者等の比率 (「サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究 (H25.3) 高齢者住宅財団」による) から、R2 及び R7 のサ高住における自立高齢者を推計し、自立高齢者を除くサ高住の入居者世帯を推計した。

3 施策の体系

1. 高齢者向け住まいの供給促進

- 1) 高齢者向け賃貸住宅の供給促進
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
公的賃貸住宅の供給促進 (公的賃貸住宅の既存ストックを活用した高齢者生活支援機能等の充実 等)
その他の高齢者向け民間賃貸住宅の供給促進
- 2) 老人ホーム等の適正な供給促進
施設・居住系サービスの計画的な整備等
その他居住施設の充実
ケア付き民間施設の充実

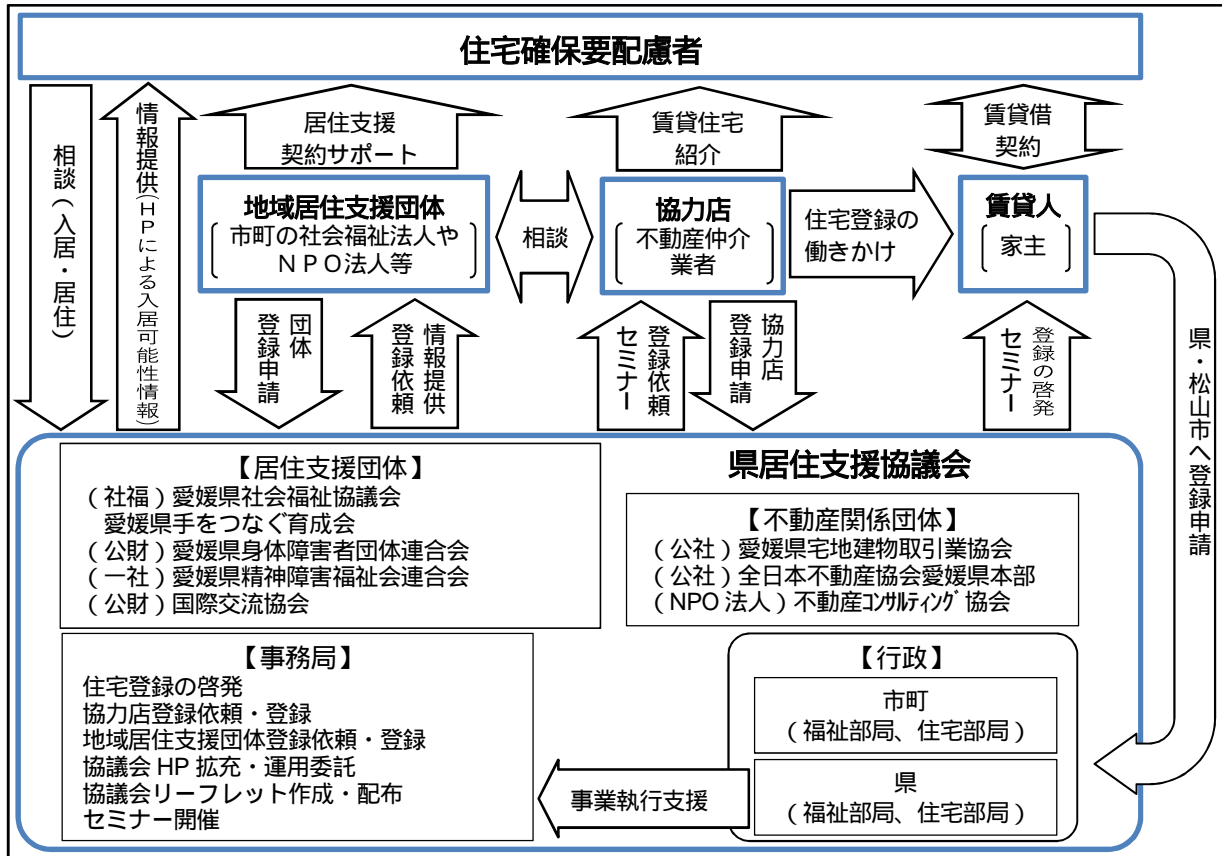
2. 良好な居住環境の整備

- 1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保
バリアフリー化の促進 (県営住宅におけるバリアフリー化の推進、普及・啓発と相談体制の充実 等)
その他の住宅性能確保 (木造住宅における耐震化の促進、リフォームの促進)
- 2) 高齢者向け住まいの適正管理
サービス付き高齢者向け住宅の登録基準
公的賃貸住宅の適正管理 (公共賃貸住宅における優先入居など高齢者への配慮 等)
民間賃貸住宅の適正管理
- 3) 情報提供と相談等の支援
住まいや介護等に関する情報提供 (情報提供の充実、入居支援)
関係機関の連携強化と相談等の支援

3. 居住福祉の推進

- 1) 介護サービス等の充実
施設・居住系サービスの充実 (福祉サービス第三者評価の推進 等)
居宅サービスの充実 (介護給付等サービス対象事業の提供、その他在宅介護に必要な支援 等)
- 2) 地域力の強化
人材の確保と活動支援 (人材の確保、地域の見守り体制強化)
拠点の体制整備支援

図4-23 愛媛県居住支援協議会の概要



2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

少子高齢化や地域の過疎化の進行や、単身高齢世帯の増加とともに、ライフスタイルや価値観の多様化により家族や地域の繋がり希薄化する中で、様々な理由により単独では日常生活に支障が生じている高齢者が増えていることから、在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム等の活用を進めます。

表4-10 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の概要

施設区分	概要
養護老人ホーム(表4-11)	生活環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が難しい高齢者を市町の措置により入所させ養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な訓練等を行う施設
軽費老人ホーム (A型・B型・ケアハウス) (表4-12)	無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) (表4-13)	一人暮らしに不安を感じている高齢者や介護保険施設からの退所者など、生活支援を要する高齢者が居住できる施設

表4-11 養護老人ホームの定員数

(単位：箇所、人)

圏域	2023(令和5)年度末		2026(令和8)年度末(見込)	
	施設数	定員	施設数	定員
宇摩	2	100	2	100
新居浜・西条	3	220	3	220
今治	3	170	3	170
松山	4	350	4	350
八幡浜・大洲	6	320	6	320
宇和島	4	260	4	260
県計	22	1,420	22	1,420

表4-12 軽費老人ホームの定員数

(単位：箇所、人)

整備数 圏域	ケアハウス				軽費老人ホーム(A型)				軽費老人ホーム(B型)			
	2023(令和5)年度末		2026(令和8)年度末(見込)		2023(令和5)年度末		2026(令和8)年度末(見込)		2023(令和5)年度末		2026(令和8)年度末(見込)	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
宇摩	2	110	2	110	0	0	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条	9	287	9	287	1	50	1	50	0	0	0	0
今治	9	273	9	273	0	0	0	0	0	0	0	0
松山	21	634	21	634	0	0	0	0	1	50	0	0
八幡浜・大洲	7	200	7	200	0	0	0	0	0	0	0	0
宇和島	3	74	3	74	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	51	1,578	51	1,578	1	50	1	50	1	50	0	0

表4-13 生活支援ハウスの定員数

(単位：箇所、人)

圏域	2023(令和5)年度末		2026(令和8)年度末(見込)	
	施設数	定員	施設数	定員
宇摩	1	6	1	6
新居浜・西条	1	12	1	12
今治	1	10	1	10
松山	2	22	2	22
八幡浜・大洲	2	20	2	20
宇和島	2	26	2	26
県計	9	96	9	96

資料：長寿介護課調査

3 在宅介護支援センター

(「2-2(2) 地域包括支援センターの機能強化」(P57)に掲載のため省略)

4 有料老人ホーム **暫定値**

有料老人ホームは、老人福祉法に基づく、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」のうちいずれか1つ以上を行う施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付」、介護が必要となった入居者が訪問介護等の外部の介護サービスを利用することができる「住宅型」、健康な状態にある者を対象とした「健康型」の3種類があります。(表4-14)

県は、「愛媛県有料老人ホーム設置運営指導方針」等に基づき、有料老人ホームの設置及び運営に関する助言や指導を行い、良好な居住環境及び生活支援サービスの確保を図ります。

有料老人ホームの実態把握及び未届有料老人ホームへの指導

市町や関係機関等の協力も得ながら、有料老人ホームに該当する施設の把握に努め、老人福祉法に基づく届出を行っていない施設に対しては指導を行います。

表4-14 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等の入居定員数

(単位：人)

圏域	住宅型 有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	入居定員数 合計	入居者数	入居率
宇摩	211	264	475	453	95.4%
新居浜・西条	278	533	811	677	83.5%
今治	345	285	630	555	88.1%
松山	172	255	427	370	86.7%
八幡浜・大洲	181	230	411	389	94.6%
宇和島	637	313	950	824	86.7%
県計	1,824	1,880	3,704	3,268	88.2%

資料：長寿介護課調査(2023(令和5)年7月状況)

3 - 2 安全な暮らしの確保

高齢者が地域で安心して暮らすためには、依然として多発している高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺事案、空き巣などの住宅対象の侵入窃盗事案、高齢者が被害者となる交通事故、また、各地で頻発する豪雨をはじめとする自然災害など、これらの被害から高齢者を守るための取組が重要です。

1 犯罪等被害の防止・交通事故対策

犯罪等被害の防止

県では、2013（平成25）年4月1日に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、警察本部や市町などの関係機関と連携を図りながら、次の取組を積極的に推進します。

犯罪被害の防止

特殊詐欺の被害者となりやすい高齢者に対して、家族や近隣住民、防犯ボランティア団体、高齢者方を個別訪問する機会を有する事業者等全ての県民が連携して、お互いに声をかけ合い特殊詐欺被害の防止を図る「愛媛のおせっかいになるうキャンペーン」と銘打った広報啓発活動や、被害防止広報を各種媒体で実施するほか、金融機関等と連携し、ATM前での携帯電話の通話はしない、させない取組や、コンビニエンスストア等において電子マネー購入希望者に対して声掛けを行うよう働き掛けるなど、被害を未然防止するための取組を推進します。

また、空き巣、強盗などの各種犯罪被害防止対策として、防犯講話やイベント等でのチラシ配布などの広報啓発活動を行っています。

その他、引き続き高齢者に係る防犯・見守り関係機関・団体との連携を強化し、安全・安心に関する必要な情報が高齢者やその家族に迅速・的確に伝わるようなネットワークの整備に努めます。

悪質商法など消費者被害防止対策

2023（令和5）年9月に策定した「愛媛県消費者基本計画」に基づき、消費生活を取り巻く環境の変化による消費者被害防止及び自立支援を図るため、消費者の特性に応じ、ライフステージを通じた体系的かつ実践的な消費者教育に取り組むとともに、特に判断力が不十分となった高齢者等の消費者被害を防ぐため、「愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク（消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会）」において、地域の関係者と連携し、見守り活動の充実・強化を図ります。

また、消費生活センター等における消費者教育の推進・拠点化の促進を図り、法定資格を保有している消費生活相談員の配置等により、トラブルに遭ったときに安心して相談できる体制の充実を図るとともに、悪質な事業者に対しては、厳正な指導・処分の実施等に取り組み、高齢者の消費生活の安定・向上に努めます。

交通事故対策

高齢者を対象とした街頭での積極的な「声掛け活動」や、高齢者世帯への直接訪問により、具体的な交通事故防止の指導を実施するほか、高齢者が集まる会合やレクリエーション等の場において、交通安全教育車や歩行シミュレーター、自転車シミュレーター、VRゴーグルを積

極的に活用した出前型の交通安全教育も行っており、引き続き「愛媛県交通安全計画」や事故分析結果（原因、場所）等に基づき、「参加・体験・実践型」の交通安全教育を推進します。

また、身体機能の変化の自覚を促す交通安全教育や、「運転免許自主返納制度」と「自主返納支援制度」の更なる周知を図ります。

2 自然災害への対策

東日本大震災や西日本豪雨災害において多くの高齢者が犠牲になったことをはじめ、平成 28 年台風第 10 号による岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームや令和 2 年 7 月豪雨による熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおける施設入所者の被害など水害等の教訓を踏まえ、浸水害や土砂災害、津波などから高齢者等の命を守り、安全を確保することが重要です。

このため、河川管理施設や土砂災害防止施設、避難場所の整備などのハード面だけでなく、以下のとおり、平時からの情報提供のほか、在宅の避難行動要支援者の「個別避難計画」や要配慮者利用施設における「避難確保計画」の策定、避難訓練実施の支援などソフト面での対策を講じることにより、災害発生時の効果的な「援護」に努めます。

浸水害や土砂災害、津波などの対策

浸水害等から高齢者等の命を守るため、浸水や土砂災害、津波などが想定される区域の指定を進め、その区域内に立地する施設等に対して市町が行う警戒避難体制の整備や「避難確保計画」の策定、避難訓練の実施などを支援するほか、土砂災害特別警戒区域内においては施設等の新規立地の抑制等を推進します。

避難行動要支援者対策への支援

「災害対策基本法」では、市町は、在宅の要介護高齢者等、避難行動要支援者名簿の作成や名簿情報の避難支援関係者への提供等を通じて、避難行動要支援者の避難支援に取り組むこととされています。また、災害時の避難支援を実効性あるものとするために、「個別避難計画」の策定にも努めることとされています。

県では、市町の情報共有の場を設けるとともに、福祉専門職等の関係者とも連携した避難計画策定など市町の取組を支援します。

避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

個別避難計画：名簿情報のほか、避難行動要支援者ごとに避難支援の実施者や避難場所、避難経路等を具体的に記載したもの

介護保険施設等における災害対策

特別養護老人ホームなどの介護保険施設等に対しては、県が 2016（平成 28）年度に策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン」等をもとに、予想される災害への安全対策の徹底及び防災計画の策定や、物資の備蓄や施設・設備の定期点検、さらには法令で義務付けられた避難確保計画の策定・届出及び定期的な避難・救出訓練の実施の徹底を指導します。

また、災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、「業務継続計画（BCP）」の策定及び見直しに関するセミナーや専門家による個別相談支援を実施し、各施設の防災力強化を図ります。

さらに、災害など非常時における入所者の相互受け入れなど、介護施設関係団体等と協力し、

施設間の連携についても、引き続き取組を進めます。

【県内関係団体の取組状況】

- ・愛媛県老人福祉施設協議会（相互応援協定）
四国4県、東・中・南予各地区の協議会ごとに締結
- ・愛媛県老人保健施設協議会（相互支援協定）
県の協議会において締結

福祉避難所の普及促進

福祉避難所とは、要配慮者（ ）に対して生活支援・心のケア相談等を行う上で、専門的な知識を有する生活相談職員等の配置など、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所であり、2022（令和4）年12月1日現在、県内では20市町が社会福祉施設など470箇所を指定し、災害時における要配慮者の受入体制を整備しています。

県では、近い将来、南海トラフ地震など大規模災害の発生が懸念されることから、福祉避難所の一層の普及促進を図ることとしており、引き続き市町や社会福祉施設等関係機関との連携の下、新たな指定の促進と受入体制の強化、住民への周知等に積極的に取り組みます。

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

災害時要配慮者支援チームの編成及び充実

避難所における高齢者や障がい者等の災害時要配慮者を支援する多業種の専門職から構成される災害時要配慮者支援チーム（2018（平成30）年3月に結成）に対し、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（愛媛J R A T）等と連携し研修会を開催するなど、支援チームの充実強化に努めます。

また、災害時には、避難所の環境改善や相談支援など、幅広く支援活動を行います。

3 感染症への対策

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による高齢者施設等でのクラスター発生等の教訓を踏まえ、感染症から高齢者等の命を守り、安全を確保するための取組を推進します。

介護関連施設等では、密接な接触を伴う介護サービスの特性から感染リスクが懸念されるため、県は、日頃から施設等と連携し、防疫訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発など、感染症発生時に備えた平時からの事前準備に努めます。

介護関連施設における感染症対策

各施設の運営基準等において衛生管理体制の整備及び発生時の報告手順を定めることを徹底し、施設等における感染症発生時を想定した「業務継続計画（BCP）」の策定について助言や指導を行います。

また、平時からの対策として、施設等へのICTの導入等によるオンライン化を推進します。

支援体制及び物資の整備

衛生主管部局や市町、保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備し、感染症発生時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構築や人材確保を講じることに加え、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症拡大防止に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

4 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動や歩行を確保するための施設等の整備や高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進等を図ります。

このような人にやさしいまちづくりをより一層推進するため、1997(平成9)年4月に施行した「人にやさしいまちづくり条例」に基づく取組を進めています。

人にやさしいまちづくりに関する啓発及び情報の提供

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「人にやさしいまちづくり条例」に関する情報の普及・啓発に努めます。

まちづくり施設の整備

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方が利用する施設などについて、高齢者をはじめ、誰もがスムーズに利用できるよう、施設の整備・改善を求めています。

3 - 3 高齢者の権利擁護の取組

権利擁護とは、すべての人があたりまえにもっている権利が侵害されないように守ることです。しかし、認知症高齢者や障がいを持つ方の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、特に虐待は最も重大な権利侵害といえるため、2005（平成 17）年に制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼に、行政をはじめ関係機関等が連携して、その防止に取り組むことを定めています。

県は高齢となっても住み慣れた地域で、尊厳と希望を持って安心して暮らせるよう、次のとおり高齢者の権利擁護に取り組めます。

1 高齢者虐待の防止

県としては、高齢者虐待はあってはならないものと強く認識し、市町が行う高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組や、高齢者虐待防止ネットワークの構築等についての取組を支援するとともに、市町や介護サービス事業所の職員に対する研修や関係機関等との連携強化など、高齢者虐待の根絶を図ります。

（1）養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた件数は、2018（平成 30）年度 7 件、2019（令和元）年度 8 件、2020（令和 2）年度 4 件、2021（令和 3）年度 13 件、2022（令和 4）年度 12 件でした。

2022（令和 4）年度については、市町に 23 件の相談・通報が寄せられました（県への相談・通報なし）が、このうち虐待の事実が認められたものは 12 件（身体的虐待、心理的虐待等）で、虐待を受けた高齢者は男性 11 人、女性 26 人となっています。

虐待が発生した施設に対しては、県または市町において指導を行っており、再発防止に向けて、職員研修の実施や勤務体制の見直し、虐待防止対策委員会の開催等が行われるなど、状況は改善されています。（表 4-15）

表 4-15 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等(各年度) (単位:件、人)

区分	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)
県への相談・通報件数	0	0	0	0	0
市町への相談・通報件数	22	19	15	34	23
虐待の事実が認められた件数 1	7	8	4	13	12
有料老人ホーム	0	3	1	0	2
特別養護老人ホーム	2	2	1	2	4
介護老人保健施設	0	2	0	2	0
介護医療院・介護療養型医療施設	1	0	0	1	0
訪問介護、訪問看護、訪問リハ等	0	0	0	0	0
通所介護、通所リハ等	1	0	1	0	1
短期入所施設	1	0	0	1	3
認知症高齢者グループホーム	2	0	1	4	2
小規模多機能型居宅介護等	0	1	0	0	0
軽費老人ホーム・養護老人ホーム	0	0	0	3	0
被虐待者の性別 2	9	8	4	14	37
男	1	2	1	6	11
女	8	6	3	8	26
虐待の種別・類型の件数 3	12	10	6	19	44
身体的虐待	7	8	4	11	33
介護・世話の放棄・放任	2	0	0	2	3
心理的虐待	3	2	2	6	8
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	0	0
対応状況の件数 4	4	7	4	4	6
立入検査、指導等	4	7	4	4	6
改善勧告	0	0	1	0	1
改善命令等	0	0	0	0	0

資料：長寿介護課調査

- 1 人の養介護施設従事者等が、複数の高齢者を虐待している場合も、1件として計上している。
- 被虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。
- 種別・類型が重複することがあるため、虐待の種別等の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。(割合は、虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)
- 対応状況は重複することがあるため、内訳の計と虐待認定数とは一致しないことがある。(割合は、虐待認定数に対するもので、四捨五入している。)

(2) 養護者による高齢者虐待の状況等

在宅における養護者による高齢者虐待の事実が認められた件数は、2018(平成30)年度125件、2019(令和元)年度92件、2020(令和2)年度97件、2021(令和3)年度は117件、2022(令和4)年度は103件となっています。

2022(令和4)年度については、市町に288件の相談・通報が寄せられましたが、このうち、虐待の事実が認められたものは103件でした。虐待を受けた高齢者は105人で、うち女性が85人と約8割を占めています。

また、虐待の事実が認められた件数の約8割に当たる83件に身体的虐待が認められました。

各市町は、虐待者からの被虐待高齢者の分離や介護サービスの利用支援、保健師の訪問指導等の対応を行い、被養護高齢者及び養護者双方の支援をしています。(表4-16)

表 4-16 養護者による高齢者虐待の状況等(各年度)

(単位:件、人)

区分	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)
市町への相談・通報件数 1	250	230	214	256	288
虐待の事実が認められた件数 2	125	92	97	117	103
被虐待者の性別 3	126	95	100	119	105
男	24 19.0%	22 23.2%	24 24.0%	31 26.1%	20 19.0%
女	102 81.0%	73 76.8%	76 76.0%	88 73.9%	85 81.0%
虐待の種類・類型 4	180	128	138	164	150
身体的虐待	92 73.0%	72 75.8%	80 80.0%	89 74.8%	83 79.0%
介護・世話の放棄・放任	19 15.0%	16 16.8%	9 9.0%	14 11.8%	12 11.4%
心理的虐待	40 31.7%	30 31.5%	38 38.0%	41 34.5%	36 34.3%
性的虐待	1 0.8%	0 -	0 -	1 0.8%	0 -
経済的虐待	28 22.2%	10 10.5%	11 11.0%	19 16.0%	19 18.1%
虐待対応策としての分離の有無 5					
被虐待者を虐待者から分離した事例	44 32.8%	42 38.9%	30 29.1%	36 29.5%	37 33.4%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	57 42.5%	33 30.6%	47 45.6%	46 37.8%	34 30.6%
対応について検討、調整中の事例	1 0.7%	0 -	2 1.9%	2 1.6%	2 1.8%
その他	32 23.9%	33 30.6%	24 23.3%	38 31.1%	38 34.2%

資料：長寿介護課調査

- 1 県への相談・通報件数は、ない。
- 2 1人の養護者が、複数的高齢者を虐待している場合も、1件として計上している。
- 3 被虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。
- 4 種別・類型が重複することがあるため、虐待の種別等の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。(割合について、虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)
- 5 虐待対応策としての分離の有無の内訳には、前年度に虐待の事実を確認したもので当該年度に対応したものを含む。(割合について、虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)

(3) 高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組

高齢者虐待の発生予防・早期発見のため、次のとおり取組を進めます。

高齢者虐待相談等窓口の設置及び周知

高齢者虐待防止法第18条に基づき、市町は、養護者による高齢者虐待の防止や通報・届出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示し、住民に周知させなければならないとされていることから、市町による「対応窓口となる部局の設置」及び「対応窓口部局の住民への周知」の支援に努めます。

高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

県民一人ひとりが、高齢者虐待は特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にでも、どこにでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、市町が行う地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発への取組を支援します。

認知症に関する知識や介護技術等の周知・啓発等

認知症高齢者を介護する家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れ難いこと、また、認知症によって引き起こされる症状や行動への対応方法が分からないことなどにより、結果として虐待に至ることが考えられます。

このため、認知症高齢者等の介護を行う家族等に対し、認知症に関する正しい知識や介護技術の周知・啓発を図るとともに、介護に対する不安や悩みを聞き、助言等を行う相談体制の充実を図ります。

通報（努力）義務の周知

高齢者虐待防止法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないものとされ、また、同法第7条及び第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町へ通報しなければならない（又は、通報するよう努めなければならない）ものとされていることから、市町が行う介護サービス事業者や関係団体、関係機関、地域住民等に対する制度周知に向けた取組を支援します。

（4）高齢者虐待防止ネットワークの構築

在宅で養護者による虐待が起こる背景としては、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題があると考えられることから、高齢者虐待の発生予防・早期発見や虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、弁護士や社会福祉士等により構成する「虐待対応専門職チーム」などの関係団体や関係機関等との連携・協力体制の構築が重要です。

このため、市町や地域包括支援センターが行う高齢者虐待防止等の権利擁護業務を含めた、地域における高齢者の問題解決に係るネットワークの構築に向けた支援を行います。

（5）介護サービス事業所等での虐待防止

介護サービス事業者等で働く職員等による高齢者虐待の主な発生要因として、「職場内研修や身体拘束に関する知識の不足」「介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が挙げられることから、介護サービス事業者等で働く職員に対する研修やストレス対策・職場環境の改善等に取り組みます。

2 成年後見制度・権利擁護事業の充実

（1）地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護事業の実施

高齢者が地域において安心して暮らし続けるためには、身近なところに信頼して継続的に相談できる拠点が必要です。近年、高齢者虐待や振り込め詐欺など、高齢者の権利侵害が疑われる問題が頻発していますが、こうした高齢者虐待や被害等の防止及び早期発見、権利擁護に関する窓口としての地域包括支援センターの役割の強化に市町と連携して努めるとともに、同センターが行う「総合相談・権利擁護事業」の実施を支援します。

（2）成年後見制度の利用促進

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、2022（令和4）年3月「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、更なる成年後見制度の利用促進を図ることとされました。

成年後見制度は認知症等により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域での生活を支える役割を果たしています。

県では、地域共生社会の実現に向け、全ての人が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的として、次のとおり成年後見制度の利用促進を図ります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみのことです。

県においては、家庭裁判所をはじめ、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、市町及び社会福祉協議会等を構成員とする協議会を設置し、成年後見制度の担い手の確保・育成の推進や、市町の体制整備の促進について検討を行います。また、市町に体制整備アドバイザーを派遣し、中核機関や協議会の設置を支援し、地域連携ネットワークの構築を推進します。

担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成

判断能力が不十分な人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。

市民後見人の養成については、老人福祉法等に基づき市町が中心となって育成を進めてきたところですが、研修ノウハウがないことやマンパワー不足等により、養成が進んでいない現状があります。このため、担い手の確保・育成は広域的な地域課題として取り組む必要があります。県と市の協働で市民後見人養成研修を実施します。

また、法人後見については、長期間の後見業務の実施、個人では対応が困難な課題を抱えるケースへの対応など、個人受任にはないメリットがあることから、法人後見実施団体を拡充できるよう、法人後見支援員の養成に加え組織運営等に関する研修を実施し、法人後見の活動を支援します。

市町職員等を対象とする研修の実施

認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、養護者による虐待の通報・届出のあった場合や、身寄りがいない場合などに、適切に成年後見等の開始の審判請求が行えるよう、市町職員等に対し、実務能力の向上に資する研修を実施します。また、学識経験者等による講演や、先進地自治体の実践報告等、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高めるための研修を実施します。

さらに、認知症の本人の自己決定権を尊重する「意思決定支援」の理念を浸透させるため、後見人や日常生活自立支援事業の生活支援員、市町職員、中核機関職員等に、意思決定支援研修を実施します。

(3) 権利擁護の推進

老人福祉施設等への措置

判断能力が低下している一人暮らしの高齢者や養護者から虐待を受けている高齢者等を把握し、保護の必要がある場合には、「老人福祉法」に基づく措置により対応することが必要です。市町において「やむを得ない事由」による介護サービスの提供や「環境上・経済上の理由」による養護老人ホームへの入所など、適切かつ速やかな対応がなされるよう、地域包括支援センターにおける総合相談や権利擁護事業の円滑な実施を支援します。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者など単独では金銭管理やサービス利用が困難な方（ただし、対象者は契約能力のある方に限られます。）が適切に福祉サービスを受けることができるよう、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会に福祉サービス利用援助センターを設置して、次のような「日常生活自立支援事業」を実施しており、今後、事業の一層の利用促進を図ります。

- 福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用手続きや利用料支払等）
- 日常的な金銭管理サービス（税金や公共料金等の支払手続き等）
- 書類等の預かりサービス（預貯金の通帳等の預かり）

財産上の不当取引等による被害の防止

高齢者等を狙った悪質商法等の消費者被害が多発していることから、地域全体で高齢者等を見守る体制の充実・強化を図り、迅速な相談対応や情報提供・啓発に取り組み、財産上の不当取引等の高齢者の被害の未然防止、拡大防止に努めます。

達成目標

指 標	現 状	目 標		
	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
権利擁護支援のための中核機関の整備市町数	14 市町	20 市町	20 市町	20 市町
権利擁護支援のための協議会設置市町数	12 市町	14 市町	15 市町	16 市町

3 介護サービス事業所等への助言・指導

介護サービス事業所等における高齢者虐待防止のため、サービス事業者に対して身体拘束廃止などについて助言・指導を行います。

（１）身体拘束廃止の徹底

県または市町による実地指導や集団指導等により、各施設における身体拘束廃止の取組に対して助言等の支援を行うほか、実態の把握に努め、引き続き身体拘束を行わないケアの徹底を図ります。

（２）ユニットケアの推進

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、それは、個人の意思や暮らし方を尊重し、その人らしい生活の継続を目標とする個別ケアの実践と生活支援により支えられます。そのようなケアや支援を実現するため、施設内であっても高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせる個室型ユニットの普及を推進します。

（３）施設サービスの必要度による特別養護老人ホーム等における優先入所の推進

2015（平成27）年度からの制度改正で、特別養護老人ホームは、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図り、新規入所者は原則要介護3以上に限定されました。

このため、制度改正を踏まえた入所指針に基づき、特例入所を含め、適正な判定に基づく入所が行われるよう、施設に対し市町と連携しながら、引き続き指導・支援を行います。